

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

平方東京線	路線名
八潮市大字大曾根五四九番地先から 同市大字大曾根五二八番地一地先まで	供用開始の区間
平成三十一年三月二十八日	供用開始の期日
平成二十二年二月二日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第二号 における道路予定区域 の供用開始である。延長 一一〇・〇〇メートル	備考